

## 姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市内に設置された危険なブロック塀等の所有者がその全部又は一部を撤去する工事に対して補助金を交付することにより、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図り、もって安全で災害に強いまちづくりに資することを目的とする姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業の適正な運用に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他の組積造の塀をいう。
- (2) 個人住宅 個人が所有する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいう。ただし、次のアからウに掲げるものを除く。
  - ア 店舗等の住宅以外の用途を兼ねる場合で、当該用途に供する部分の床面積の合計が建物全体の床面積の2分の1以上のもの
  - イ 一戸建ての住宅でその全部を賃貸の用に供しているもの
  - ウ 長屋及び共同住宅でその過半の戸数を賃貸の用に供しているもの
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条の2に規定する保育施設をいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 社会福祉施設等 別表第1に掲げる施設のうち、兵庫県知事若しくは市長から許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可

等をいう。) を受けて設置したもの、兵庫県知事若しくは市長に届出をして設置したもの又は兵庫県知事若しくは市長の指定を受けた事業者が当該指定に係るサービス事業を行う事業所であるものをいう。

- (7) 敷地 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- (8) 撤去 既存のブロック塀等を地盤面まで撤去すること又は地盤面からおおむね60センチメートル以下の高さにすることをいう。
- (9) 通学路 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により姫路市立小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)が定める通学路その他これらと同等と市長が認めたものをいう。

(補助対象ブロック塀)

第3条 補助事業の対象となるブロック塀等(以下「補助対象ブロック塀」という。

)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 姫路市内に設置されているもの
- (2) 次のいずれかに該当するもの。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有する施設に附属するものは除く。

ア 個人住宅の敷地内にあるもので次に掲げるもの

(ア) 通学路に面するもの

(イ) 姫路市立小学校からおおむね500mの範囲内にある道路等に面するもの(当該小学校の校区内にあるものに限る。)

イ 幼稚園、保育所等、認定こども園又は社会福祉施設等(以下「対象施設」という。)の敷地内にあるもの

- (3) 高さ60センチメートルを超えるのもので、別表第2の基準に適合しない項目があるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象ブロック塀の所有者
- (2) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

- (3) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に定める暴力団及び同条第2号に定める暴力団員でない者  
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、ブロック塀等の撤去工事（以下「補助対象工事」という。）に要する撤去費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費の合計とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 前項の撤去工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負契約に基づく工事であること。
- (2) 同一敷地内における補助対象ブロック塀等をすべて撤去するものであること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路内にある補助対象ブロック塀等については、その全部を道路の地盤面まで撤去するものであること。
- (4) 当該撤去工事に対して、国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、前条第1項に規定する経費の額の3分の2（千円未満は切り捨て。）とする。ただし、撤去するブロック塀等の見付面積に1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額又は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額のいずれか少ない方の額を上限とする。

- (1) 個人住宅 200,000円
- (2) 幼稚園、保育所等又は認定こども園 900,000円
- (3) 社会福祉施設等 1,600,000円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類（正本1部及び副本1部）を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事概要書（様式第2号）
- (2) ブロック塀等点検表（様式第3号）

- (3) 付近見取図
- (4) 現況概略図（撤去するブロック塀等の寸法が明記された配置図等）
- (5) 現況写真（ブロック塀等の全景、高さ及び第3条第3号への該当が判別できるもの）
- (6) 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）
- (7) ブロック塀の所有者であることが分かる書類（建築物の登記事項証明書など）
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 補助金交付に係る誓約書（様式第4号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 撤去しようとする補助対象ブロック塀の所有者が複数あるときは、前項の申請は、その代表者が行うことができる。この場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、申請者以外の所有者全員の同意書を添付するものとする。

3 撤去しようとする補助対象ブロック塀が区分所有建物の附属物であるときは、第1項の申請は、管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体をいう。以下同じ。）が行うことができる。この場合においては、第1項各号に掲げる書類に加え、撤去工事を行うことについて管理組合の決議を得たことを証する書類を添付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、これらの項に掲げる書類の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

5 第1項に規定する申請書は、市長が定める期日までに提出しなければならない。  
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

2 前項の審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（補助対象工事の着手）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の規定による交付決定後で

なければ、補助対象工事に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象工事が完了するまでに市長に補助金交付申請取下げ届(様式第7号)(正本1部及び副本1部)を提出し、第7条の規定による申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更の申請等)

第11条 補助事業者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、第7条各項に準じて補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第8号)(正本1部及び副本1部)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該工事の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は第8条第1項の規定に準じてその内容を審し、適当と認めたものについて決定の内容を変更し、補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第9号)により申請者に通知する。

3 前項の審査により、決定の内容の変更が適当でないと認めたときは、補助金交付決定内容変更不承認通知書(様式第10号)により申請者に通知する。

4 補助事業者は、当該工事が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象工事の終了後、補助事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類(正本1部及び副本1部)を添え、補助対象工事が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事の請負契約書の写し

(2) 撤去工事の領収書の写し(施工業者から補助事業者に発行されたもの)

(3) 当該撤去工事の施工写真及び撤去後の全景が分かる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

(補助金額の確定等)

第14条 市長は、第12条に規定する報告を受けた場合において、その内容を審査し、当該補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けた後に、補助金請求書（様式第13号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 天変地異その他交付決定後に生じた事由により、補助事業を継続する必要がなくなったとき、又は継続することができなくなったとき。

(6) その他市長が別に定める事由に該当するとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときには、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(補助金の交付申請等の特例)

第2条 第3条に規定する補助対象ブロック塀に該当するもので、平成30年6月18日からこの要綱の施行の日までに撤去工事に着手したものについては、第7条第1項の規定にかかわらず、平成31年1月18日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して提出して、補助金の交付を受けることができる。

- (1) ブロック塀等撤去工事概要書(様式第2号)
- (2) ブロック塀等点検表(様式第3号)
- (3) 付近見取図
- (4) 概略図(撤去するブロック塀等の寸法が明記された配置図、姿図等)
- (5) 撤去工事前の写真(ブロック塀等の全景、高さ及び第3条第3号への該当が判別できるもの)又はこれに代わるもの
- (6) 撤去工事後の全景が分かる写真
- (7) 補助対象経費の明細が明記されたもの(施工業者から補助事業者が発行したものに限る。) (撤去工事の見積書又は請求書の写しなど)
- (8) 撤去工事の着手日が分かるもの(工事請負契約書など)
- (9) 撤去工事の領収書の写し(施工業者から補助事業者が発行されたものに限る。)
- (10) ブロック塀の所有者であることが分かる図書(建築物の登記事項証明書など)
- (11) 補助金交付に係る誓約書(様式第4号)
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項から第4項まで及び第8条の規定は、第1項の申請について準用する。

3 第1項の申請をした者については、第9条から第14条までの規定は、適用しない。

4 第1項の申請をした場合において、第15条中「前条に」とあるのは「第8条第

1 項に」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第3条 平成30年度に限り、第7条第5項中「12月28日(同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「土日祝日」という。))の場合はそれらの日前において、それらの日に最も近い土日祝日でない日。)」とあるのは「平成31年1月18日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この要綱による改正後の様式第13号の規定は、令和3年4月1日以後に交付の申請を行う補助金について適用し、同日前に交付の申請を行う補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。



別表第1（第2条関係）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第6号に規定する婦人保護施設
介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームを含む。）
介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に限る。）を行う事業所
障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15に規定する障害児通所支援事業所のうち、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所
姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）第3条第11号エに規定する日中一時支援事業を行う事業所
児童福祉法第37条に規定する乳児院

児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設
児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護に限る。）を行う事業所
介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスに限る。）を行う事業所
介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に限る。）を行う事業所
介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するもの）を行う事業所
介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

別表第2（第3条関係）

（補強コンクリートブロック造の塀）

項 目		基 準
①	塀の高さ	地盤から 2.2 m 以下である。
②	塀の厚さ	高さ 2 m を超える塀で 15cm 以上である。
		高さ 2 m 以下の塀で 10cm 以上である。
③	控壁（塀の高さが 1.2 m を超える場合）	塀の長さ 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控壁がある。
④	基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
※ 上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
⑥	鉄筋	（塀の壁内） 直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。
		（控壁の壁内） 直径 9 mm 以上の鉄筋が配筋されている。
⑦	基礎（塀の高さが 1.2 m を超える場合）	基礎の丈が 35cm 以上、根入れ深さが 30cm 以上ある。

（組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を除く。））

項 目		基 準
①	塀の高さ	地盤から 1.2 m 以下である。
②	塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある。

③	控壁	塀の長さ 4 m 以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが②の必要寸法の 1.5 倍以上ある。
④	基礎	コンクリートの基礎がある。
⑤	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
※ 上記①～⑤の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
⑥	基礎	根入れ深さが20cm以上ある。

